

庄内町代表監査委員 齋 藤 昌 史 殿
庄内町監査委員 石 川 保 殿

庄内町長 原 田 眞 樹

定期監査の結果に係る措置について（通知）

平成26年12月12日付け監発第75号にて提出のありました平成26年度定期監査報告書に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

区 分	指摘を受けた事項	指摘に対する措置
総務課	(1) 各課の契約において一者随契による契約が数多く見受けられたので、随意契約とする理由が適正であるのかも含め、競争原理を働かせるよう各課等に指導されたい。	随意契約案件については、「庄内町随意契約事務取扱に関する要領」に基づき執行するよう指導しておりますが、なお徹底いたします。
	(2) 多額の補助金及び交付金を支出している団体については、交付額の積算根拠を精査し削減に向けて努力されたい。	「各種補助金等の見直し方針」や予算編成の依命通知等で各課等に指導しておりますが、更に新年度予算査定段階においても指導するとともに、団体の自立を含めて、削減に努めていきます。
	(3) 社会福祉協議会が申請した庁用バス利用申請において、目的が不明である事業及び一部の団体の交流を目的とした事業に対し使用許可を出しているの、公平性の観点から再考されたい。	バス利用については、社会福祉協議会と相互協力を行っており、それぞれの主催事業において必要な場合に借用することができることとしています。この度の指摘は、社会福祉協議会が事務局を担っている老人クラブ連合会での事業に係る利用と捉えていますが、申請の都度、事業計画書等の添付を求め、内容等を把握した上、使用許可の有無を判断いたします。
	(4) 出勤簿の記載及び集計並びに休暇簿の記載及び出張命令簿の取扱いについて、多くの課において不適切な処置が散見されるので、各課等に指導されたい。	出張時の注意事項を記載した出勤簿記載要領（改訂版）を作成し、各所属長を通じて全職員に指導いたします。

情報発信課	(1) 審議会、委員会の委員の出席状況を見ると、出席率にばらつきがあるので、出席率が向上するよう工夫されたい。	予め委員と日程調整を行ったうえで会議期日を設定し、出席率の向上に努めます。
環境課	(1) 環境保全協議会を早期に開催されたい。	早期に開催するよう努めます。
	(2) 環境自治体会議との関わり方を再検討されたい。	当会議には、旧立川町時代から参加していますが、近年は、全国大会や首長会議等に参加しておらず、資料提供を受けているのみとなっています。年会費相当分の当会議との繋がりが薄くなっていること、また、情報収集については、ホームページ等を活用し図られることから、退会も視野に入れ検討します。
	(3) 犬を飼育する際は登録と予防接種が義務付けられており、町民に対して罰則規定も含めて周知を徹底されたい。	指摘事項については、広報しようない12月5日号において周知を図りました。なお一層の周知徹底に努めます。
税務町民課	(1) 限度額適用認定証等交付申請において、申請書に生年月日等の無記入が散見する。また確認欄には確認者の氏名を記載すべきだが空欄になっているので適正に処理されたい。	係内の相互チェックと共に、申請等受付時の慣れによる対応への注意喚起を行います。記載漏れ箇所については、適正に処理しました。
	(2) 法人町民税減免申請関係で、申請書の未提出者に対して通知し申請漏れの無いよう配慮されたい。	休業状態のNPO団体であり、催告はしているものの未提出となっています。今後も申告書が提出されるよう催告します。
保健福祉課	(1) 今年度版の消防計画を整備されたい。	消防計画については、平成25年度に防火管理者の変更に伴い作成し、平成26年度は職員の異動等の内容変更について、変更届出書を提出しています。
	(2) 民生委員が長期に亘って不在となっている地区がある。地域の区割り見直しや行政区長の応援等により改善に努められたい。	現在民生委員が不在となっている地域については、今後も継続して行政区長等に推薦の働きかけを行っていきます。区割りの見直しに関しては、次回の一斉改選までに検討していきます。
建設課	(1) アサザの会の決算書によると、町からの年間補助額を超える繰越額が発生しているので、補助金額が妥当であるか検討されたい。	荒鍋集落の住民で構成する「あらなべ内川アサザの会」は、「荒鍋内川農村公園」の保全及び維持管理に協力いただいている唯一の団体であり、その活動は、草刈り作業を始め、花の植栽、生息魚調査、アサザ観察会、ブラックバス駆除作業等多岐に渡っています。 指摘事項については、適正な予算執行に努めるよう指導、助言すると共に、活動内容に見合った補助金の支援を行います。

	(2) 堤防除草について、京田川と最上川を比較すると作業内容及び作業単価に大きな違いがあるように見受けられる。今後作業員確保が困難になることも予想されることから、業務委託内容に差異が生じないように検討されたい。	今年度から、県の除草㎡単価が税抜き2円から4円に倍増されました。町でも5円/㎡と均等割16,000円の加算支援を行っているところですが、引き続き、京田川堤防除草組合と町が連携して、県に対し単価増を働きかけていきます。
農林課	(1) 任意団体の会計（通帳管理）及び事務処理を農林課で支援しているが、会計移管から始めて、自立した運営ができるように指導されたい。	今後とも、任意の団体が、自立した運営ができるように指導をしていきます。また、会計はなるべく構成員が担当するように指導しています。
商 工 観光課	(1) 任意団体の会計（通帳管理）を商工観光課で管理しているが、任意団体との関わり方を再考し、団体が自らの会計を管理するように工夫されたい。	任意団体の通帳管理は、できるだけ団体が会計を分担するよう改善していますが、観光協会は、組織体制の関係により担当課が処理せざるを得ない現状です。
	(2) 「山ぶどうの会」との契約書に収入印紙の貼り付けが無いので適正に処理されたい。	指摘のとおり処理しました。
立川支 所(清川 出張所)	(1) ふれあいホーム指定管理委託料8万円は施設の光熱水費に充てられている。町が負担するにふさわしい広範囲の住民によって施設が活用されるよう工夫されたい。	指定管理者が駅前自治会となっているものの、駅前自治会のみではなく、各種の団体等が利用している現状となっておりますが、利用状況を随時確認するとともに、幅広い方々から利用してもらえるようPRしてもらうなどの対応をしていきます。
教育課	(1) 育英資金の貸付申請において、添付書類の在学証明書は写しではなく原本を添付するよう指導されたい。	育英資金貸付基金条例施行規則のとおり、在学証明書は原本の提出を指導します。
	(2) スクールバスの運行については、運転業務等を公募するなど広く町民に周知することによって、一層良好な運行環境を検討されたい。	直営や委託等における運行形態それぞれの課題を整理するとともに、現行の業務委託に至るまでの経緯も踏まえながら検討していきます。
社 会 教育課	(1) 公民館長の費用弁償の対象とする会議等を、各公民館に任せることなく統一されたい。	費用弁償に係る内規について再度検討し、公民館長等と協議します。
	(2) 各公民館等は防災計画を報告することと規定されているので、未提出分を整備されたい。	未提出分について、整備しました。
	(3) 総合体育館の避難訓練の実施記録がないので、適正に実施されたい。	避難訓練については、計画的に実施します。